

ノガダになった土方：
韓国における日雇い建設労働者の歴史的背景と現状
に関する一考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科 公開日: 2020-05-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 徐, 尚佑, 全, ウンフィ メールアドレス: 所属: 大阪市立大学, 大阪市立大学
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20200518-001

Title	ノガダになった土方：韓国における日雇い建設労働者の歴史的背景と現状に関する一考察
Author	徐, 尚佑 / 全, ウンフィ
Citation	空間・社会・地理思想. 23 巻, p.93-102.
Issue Date	2020-03-13
ISSN	1342-3282
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科
Description	
DOI	10.24544/ocu.20200518-001

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

ノガダになった土方

——韓国における日雇い建設労働者の歴史的背景と現状に関する一考察——

徐 尚佑*, 全 ウンフィ**

Seo Sangwoo, Jeon Eunhwee

Becoming a "Nogada" (노가다) from "Dokata" (土方):

A Study on the Current Conditions and Historical Background of Daily Construction Workers in Korea

I はじめに

2018年韓国の20～30代の男性を中心に流行った言葉はノガダである¹⁾。ノガダというのは、主に建設労働およびそれに従事する者を指す時に用いられた俗称で、語源は日本語の土方である。

強制徴用問題からチーズタッカルピまで、日韓関係をめぐる言説が政治的にも文化的にも激しく変化していた時期になぜ、日本でも「古い」、日常語ではほぼ使わなくなっている言葉が今の韓国社会に残っているだろう。言葉だけではない。図1の動画検索で紹介されるのは、日雇いの建設労働として通用するノガダの用法である。その背景には、ノガダの仕事に韓国の若者の関心が集まる社会的文脈も存在するが、土方に由来する日韓共通の労働形態と、それを支えている建設業の構造がある。

私は、本稿を通して、土方とノガダに従事している、主に日雇い労働者に重点を置き、歴史を遡り、その背景と現状を日韓両方の動きを踏まえて明らかにしたい。韓国の食べ物や日本に影響を与えると同時に、日本の言葉が韓国に影響を及ぼしている今の世の中で、韓国で、もしくは、日本で起きているこ

とは必ず、日本へ、韓国へ、伝わるからである。

II 建設日雇い労働者で分かる日韓

1) 土方にみる、日本社会

建設というのは、政府、民間、資本、技術などを網羅した産業である。2017年基準、建設産業が占めているGDPは約10%で、50兆円のお金が動いている巨大な市場である。そのため、建設は歴史的に、経済の活性化の役割を果たしてきた。しかし一方で、日雇い労働者と不可分の関係でもある。

土方と日雇い労働者は離しきれない関係にある。天気や景気に不自由であることを特徴とし、正規社員にはなり難い。それ故に、政府主導の事業も民間企業の事業もその日その日に合わせて、日雇い労働者を利用する。政府や民間企業にとって日雇い労働者は自ら雇用する職員ではなく、外から来たよそ者に過ぎない。彼らにとって、よそ者一人ひとりとの関係性を築く必要はない。ただ、人々を集めてくれる、募集の責任者としての関係だけが重視される。



図1 韓国で流行っているノガダ体験
動画配信サイト『YOUTUBE』で2020年2月18日にノガダ(ノガダ)と検索。照会順。

※各動画のタイトルは上から順に、次の通りである。

「安全第一おしっこ漏らすところだったマンション建設現場日雇いに行ってみた」

「私は“ノガダ”医者」

「『ドキュ視線』——若者の日雇い雑役夫」

「泊まり込みノガダ、現実的すぎるリアリティノガダ話——ドヤに関するトリセツ」。

* 大阪市立大学 文学部 学生
* 大阪市立大学 都市文化研究センター 研究員

これは日雇い労働者同士においても変わらない。彼らにとって誰が仕切る事業かは全く関係ない。ただ、事務所の人の紹介で当日仕事が与えられるか、与えられないかの問題である。天気や景気に左右される人的つながりに依存する不安定で不自由な職業が日雇い労働である。

また、日雇い労働者が従事する仕事は雇い主によって異なるが、土方に限って単純な肉体労働が主となる。例えば、建設現場、解体現場で材料や荷物を運ぶことである。言葉通り、あまりにも単純な肉体労働だから、誰でも出来ることである。言い換えると、何日、何ヶ月、何年日雇い労働者として働いても熟練者にはなれず、非熟練者のまま残されてしまう。経歴が長く、初心者より仕事が上達しても、日当は同じである。安全でない現場環境は言及するまでもない。

このような、悪環境で働いている日雇い労働者の待遇はどうか。働いても賃金をもらえないのは大したことでもない²⁾。適切と思われる権利を主張したら殺されるのが、21世紀の日雇い労働者が日本社会から受ける待遇である³⁾。

では現状はどうなっているのだろうか。ここでインタビューを引用したい。私がインタビューをしたH氏は、設備工として建築現場で働いている。月収は作業日によって異なるが、多かったら40万円、少なかったら10万円である。最近は手抜き工事が気になる。外国人も増えたとし、若者が少なく、高齢化が進んでいると感じられる。スマートフォンを使ったり、カメラ付きのヘルメットなど新式の装備が入っているが、使い方がよく分からない。外国人労働者はあまり話が通じない。外国人労働者や仕事が遅い人には暴言や暴力はたまたまある。40代であるが、結婚はしてない。土方という言葉に嫌な感じはない。現場の安全については、労働者たちがお互いに配慮すると安全だと思う。大手企業はルールがちゃんと厳しいが、そうではない会社が多い。様々な規則とかルールがあるが、現場では無用の物、ちゃんと管理してないからと話してくれた⁴⁾。

H氏の語りからは、労働形態としての不条理にも関わらず、土方という労働形態が現在も有効であると同時に、それが必ずしも適切な対象としては語られていないことが読み取れる。それはどこからくるものだろうか。金美禮監督のドキュメンタリー『ノガダ』(2005)における、朝日建設争議団大阪支部の松原秀晃氏の語りは興味深い。

労働者ではなく、労務者と呼ばれている、まるで奴隷のように日本の労働環境がこうなったのは非正常的な運営が不景気という名の下で、あまりにも当たり前のこととして通常視されたからである。労働者は資本家と戦いながら、権利を獲得せねばならないと。

だが、私は労働者が戦うべき相手は資本家ではなく一般大衆だと思う。なぜなら、今の資本家と言っても、昔のブルジョアではないし、今の労働者も昔のプロレタリアでもない。既に、日本は成熟した民主主義社会で、成功した資本主義社会である。急進的な労働運動は大衆からそっぽを向かれる。何回の騒擾も、いくつかの闘争もあったが、2020年になっても、賃金不払いや管理怠慢のことが終わらないのは、間違った敵と戦っていたからである。

土方は近年に入って忌避される仕事ではない。むしろ、昔から忌避されていた。土方はするというよりさせられる仕事である。土方を職業としている人々は、土方以外の選択肢はなかったのではないかと勝手に思う。2017年国土交通省が公表した建設産業をめぐる現状と課題という報告書では、そのような現状が如実に現れている。

この報告書では、建設現場の現状を分析し、問題点を取りあげて、解決方法を提案している。他の産業と比べて、相対的に低い賃金、多い出勤日、現場の高齢化、働き手の不足などが取り上げられ、官民連携で仕事を増やすことが提案された。言語道断にしか見えないが、増やした分の仕事は外国人労働者に任せられることとなっている。

よりたくさん働いて、より低い賃金をもらいながら、言葉の通じない外国人と一緒に肉体労働を目指している若者がいるかもしれないが、メリットがなさそうに見えるのは私だけではないだろう。

2) ノガダにみる、韓国社会

ノガダに対する韓国社会の認識は、土方に関する日本社会のそれより冷淡である。ノガダを指す定義から、それがどれほど主流社会から離れているかが見て取れる。『標準韓国語辞典』(1991)によるとノガダは、①行動や気性が荒く、不良な人を指す俗語、②「マクイル」(なんでも区別せず手当たり次第にする労働)の差別表現、③「マクイルクン」(マクイルを職業とする人)の差別表現とされている。また、辞典には登録されていないが、大変な作業や力仕事などを繰り返すという意味もある。

このような定義では、ノガダをする人を、無学な

表1 建設現場の用語⁸⁾

語源	現場用語	語源	現場用語	語源	現場用語
矩	Gane	小口	Goguchi	合雨	Gappa
壁	Gabe	金鰻	Ganagode	蹴込み	Geggomi
カッター	Katta	木鰻	Gigode	野呂引き	Noribiki
型	Gada	小運搬	Gombang	鑿	Nomi
角木	Gakumoku	切り込み	Girikkomi	手待ち	Demachi
垂木	Daruki	勾配	Gobai	天井	Denjo
大引き	Obiki	斜め	Naname/Nanami	立米	Rube
盲	Mekkura	コンクリート	Gongguri	仕舞い	Simai
足場	Asiba	穴板	Anabang	遣り切り	Yarikkiri
納まり	Osamari	山	Yama	馬	Uma
膳台	Zendai	楔	Kusabi	飯場	Hamba

者、無知な者とし、炎天下で汗をかく、酷寒の天気でも外で働く、何も出来ないから、何も持っていないから、ノガダをするという認識が含まれている。それは日本語語源の言葉に対する後述するイメージと相まって、無くなることなく残っている。

韓国で毎年3月1日、8月15日、10月9日は国ぐるみで民族意識を高める日である⁹⁾。国立国語院では、日本語や日本語っぽい言葉を韓国語に置き換えることに対して、外来語の「純化」という表現を使っている。国立国語院が「純化」しようとする日本の「残滓」は、訓読、日本語発音の日本語である。例えば、弁当、爪きり、割り箸、ピキ(客引き)、賄賂、寿司などの言葉は、日本語の発音がそのまま、日常語として使われていた。しかし、近年では、無知な人々が使う、格式がない、非公式的な言葉として扱われる。

しかし、それにもかかわらず、ノガダは2020年になってもノガダと呼ばれ続けている。国立国語院では工事労働者と呼び替えようとしたが、定着していない。ノガダは工事労働者だけを指称していないし、利用者からもそれほどの反響はなかった。

36年間の植民地被支配の歴史の上に、隣国であることで、数多くの言葉やシステムが日本の影響を受けたと言われているが、韓国は1947年から意識的に日本の影響を消そうとした⁶⁾。その結果、今は日本の色が濃い、つまり訓読の言葉は大体使わなくなっていた。

無論、今でも「純化」されていない言葉は存在する。例えば、縄張り、親分などは、映画やドラマなどのメディアで、日本で言われる暴力団やヤンキーの言葉としてよく登場する。エリートや上流社会の人々に英語を使わせるのと対照的である。特に、日本式の外来語は旧時代を象徴するださいイメージが強い⁷⁾。よく使われていた言葉は死語や俗語となり、英語が浸透していった。しかし、世間の変化に屈せず、伝統を守っているところもある。建設現場、つまりノガダの言葉である。

表1は、建設現場で使われている用語の一部である。1910～40年代の現場ではなく、2020年韓国の建設労働者は誰でもがGane(矩)で角度を測り、Gongguri(コンクリート)をつくり、Hamba(飯場)で食事している。たまには、労働組合の罷業でDemachi(手待ち)をしたり、たまにはYarikkiri(遣りきり、やりじまい)で早めに仕事かSimai(仕舞い)することもある。Gombangは日本語の小運搬の変形であり、現場では数多くの人々が使用している。しかし、このような現場用語は、標準韓国語辞典には登録されていない。1年に数百の新造語が出て、辞典に載せられる世の中で、少なくとも80年間使われている言葉がないがしろにされているのである。

ノガダを工事労働者に変換させたところで、工事現場は日本の影響から「純化」されるだろうか。用語の変化で歴史や現状も変えられるのであろうか。日本では土方を土工や土建屋に言い換えられるようになっているが、それは彼らへの待遇や権利が変わる効果をもたらしたのだろうか。

表2 各産業の臨時・日雇い労働者の比率

産業分類	性別	総従事者数	常用労働者	臨時・日雇い	臨時・日雇い比率
建設業	合計	1,342,476	655,741	603,411	45%
	男性	1,156,555	540,541	545,828	47%
	女性	185,921	115,200	57,583	31%
製造業	合計	3,861,943	3,398,066	233,146	6%
	男性	2,867,042	2,569,033	133,034	5%
	女性	994,901	829,033	100,112	10%
運輸業	合計	766,800	598,728	56,356	7%
	男性	639,589	493,868	42,016	7%
	女性	127,211	104,860	14,340	11%

国家統計ポータルより⁹⁾

表2は各産業の日雇い労働者の比率を表している。

日本のシステムを踏襲した韓国であるので、日本の状況と大差はない。製造業や運輸業と比べると、建設業の臨時・日雇い労働者の比率は圧倒的に高い。このような現状は、先述した理由と全く変わらない。そこで、Ⅲ章では、ノガダの歴史を遡り、なぜこのような状態になったのかに関して論じていく。

Ⅲ ノガダになった、土方

1) ノガダの由来としての植民地時代建設労働形態

本節では、Kawashima (2008) と広瀬 (2001) を中心に、ノガダの由来としての植民地時代における朝鮮人建設労働者に関してまとめる。

日本は、一次世界大戦以降、都市計画事業の拡大やこれに伴う現代的都市衛生の発展のおかげで、公共事業は重工業と軽工業の成長と停滞とは異なるリズムで動き、活況を呈していた。1914年から1936年の間、道路建設のために使った資金は2,600万円から17,700万円まで増加し、治水事業のために用いた資金は2,800万円から8,500万円、港湾修築事業のための費用は370万円から4,000万円へ増加した（土木工業協会1972、145）。

都市衛生施設も発達して、1912年200万メートル以下だった上下水道は、1935年になると約2,000万メートルまで伸びている。鉄道や駅の建設も急増し、公共事業は段階的に下請け契約業を基盤として発展した。1919年設立された日本土木建築請負業者連合会がその証左である（土木工業協会1972、140）。1925年鉄道に関係する下請け契約の総費用は、7万円から300万円まで拡大された。

公共事業の拡大は、当時、工場や農業において疎外された朝鮮人労働者の需要につながった。具体的に言うと、朝鮮人労働者の需要は、工場における日

本人労働者の人件費上昇と農村における秋の農繁期の労働力の欠乏に基づいている。

このような現象は関東大震災後に著しく、1928年東京に登録された土方の54.7%は朝鮮人だった。失業救済事業の統計によると、朝鮮人では、64.2%が失業救済事業に登録される前に公共事業で働き、35.8%が登録前、工場で働いた。反対に、日本労働者は13.9%だけが失業救済事業登録前に公共事業で働き、86.1%が工場で働いたのである。（東京市社会局1929、78）

朝鮮人労働者の大量流入は日本人労働市場に悪影響を与える可能性もあるので、日本人を熟練者として、朝鮮人は非熟練者とする民族的区分が設けられた。熟練者や非熟練の差は賃金の格差のみならず、業務の強度や継続性という点で大きな違いがある。仮に、今日は土木工事に参加したとって明日も同じところで同じ作業をするとは限らない。明日は埠頭で荷物を運ぶかもしれないし、他の建設現場に投入されるかもしれないという有様だ（大阪市社会部調査課1924a、29-30）。

このような差異は、朝鮮人非熟練労働者が日本人熟練労働者と比べて怪我をしやすい可能性にもつながった。実際、東京市内19箇所の私設労働者宿所（以下、飯場と記す）と8箇所の公立職業紹介事務局を対象とした、現場における土方労働者の怪我と疾病に関する調査では、103件の怪我の中で81件（78.6%）、現場で病気になった56件で47件（83.9%）が非熟練労働者であった。この調査では、事故の主な原因が、頻繁に変わる業務と仕事に対する経験また訓練の不足にあることが示されている（東京市役所1927、13-14）。

労働者の民族的区分は国家が資金を掲げて、朝鮮人が運営した私設社会事業と失業救済事業、そして飯場によって、より組織的に管理・運営された。なかでも、飯場は、韓国のノガダシステムを理解する

表3 県別朝鮮人労働者分布（単位：人）

	1923	1925	1929	1930	1931	1934	1937
東京	2,183	5,209	17,776	17,094	12,025	9,430	7,219
大阪	10,471	8,742	20,533	12,352	7,909	13,401	18,952
京都	2,267	2,636	5,296	6,563	5,726	6,246	9,012
愛知	1,335	1,296	6,648	10,961	9,337	9,872	5,741
兵庫	2,754	2,836	3,216	4,976	6,251	3,503	12,050
神奈川	NA	5,360	5,919	5,335	4,414	4,459	3,510

内務省刑務局、『社会運動の状況』より

表4 京都の熟練と非熟練建設労働者（単位：円）

		日本人		朝鮮人	
		高い	低い	高い	低い
熟練労働者	大工	250	80	NA	NA
	石工	400	100	NA	NA
	レンガ工	280	NA	NA	NA
	塗装工	250	NA	NA	NA
非熟練労働者	建設補助	200	100	130	100
	建設	250	70	160	60
	運送	400	60	180	120

京都市教育部社会課(1931)より

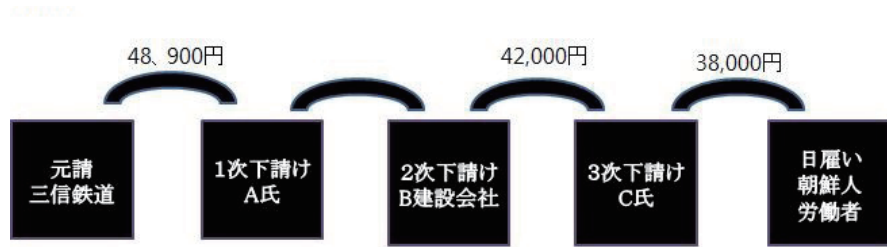


図2 三信鉄道工事の重層下請けの構造
Kawashima (2008) を基に筆者作成

うえで重要である。

飯場は、言葉の通りにご飯を食べる場所でもあるが、単なる食堂ではない。食事を提供するほか、作業に伴う休憩、身体保護が行われるキャンプのような役割果たした。特に建設現場では、作業する空間にあわせて、木や板で即興的に作られる、あくまでも仮設の建物であった。

注目したいのは、飯場内部における社会的構造である。飯場は人足寄せ場や親方制度を基盤に、賃金形態の資本主義が結合された中間搾取の社会空間であった。平たく言えば、飯場は人足寄せ場から隔離や拘束構造を模して、親方制度から位階の秩序を用い、賃金を差引いて労働者を半奴隷契約状態におとしたのである。無論、上記で説明しているのは朝鮮人飯場管理人と朝鮮人労働者との関係に限る。なぜなら、日本人労働者と朝鮮人労働者とは居住地や賃金、環境の面の違いがあったからである。

「大体の飯場は朝鮮人が管理する朝鮮人労働者のための宿所を意味する。同時に飯場は朝鮮人労働者のための労働紹介所である。日本人労働者とその補助はいわゆる労働部屋でたまに発見される。反対に朝鮮人労働者はひたすら飯場だけにいる」(京都市教育部社会課 1937、43)。1937年京都市社会課の資料を見ると、飯場に住んでいる308人は全部朝鮮人で、日本人は1人もいなかった(京都市教育部社会課 1937、1196)。

朝鮮人が管理する朝鮮人労働者飯場では、一般的に家賃を払うことはなかった。家賃の代わりに、飯場料もしくは飯場代を支払った。飯場料、飯場代とは、居住のための料金とは別に、飯場頭と呼ばれる管理人の裁量で決まる、サービスの消費に支払われるお金のことである。例えば、道具(お酒やタバコなど)の利用、飲食や服のような必需品の消費などが含まれた。

飯場において労働者は生産者であると同時に消費者でもあった。労働者は消費者として自分で稼いだ

賃金を使わざるを得なかった。労働者は米や酒、味噌、野菜、服、足袋などを仮払いで購入し、その金額が月末の給料日に入ってくる自分の賃金から差し引かれた。飯場管理人は飯場の周辺に市場がないことを利用して、相場より10～30%高い値段で販売した。飯場内の売店は飯場管理人にとっては儲けの手段となり、労働者にとっては実質賃金の低下につながった。

飯場において朝鮮人労働者は、飯場料、飯場代の強制で一度搾取される。さらに、ピン刈ねによりもう一度搾取される(京都市社会課 1937、1196)。ピン刈ねとは、仕事の紹介か斡旋という名目で、先渡し金を固定比率で着服することを指す。飯場料、飯場代を消費による搾取だとしたら、ピン刈ねは賃金それ自体に対する搾取である。

飯場頭と呼ばれる飯場管理人、手配師と呼ばれる人夫請負業者、そして位階の秩序の一番上にいる組頭は、親方である下請け会社のために働く人々である。彼らは朝鮮人の採用と供給、管理、情報提供、会計帳簿の監督などとして働き、下請けにとっても朝鮮人労働者にとっても大切な存在であった。彼らはこの地位や役割を利用して、朝鮮人労働者の賃金の10～12%を搾取していた。

このような飯場経由の重層的な搾取構造は、朝鮮人飯場管理人による共食いに見えやすいが、より視野を広げてみるとシステムの問題がみえてくる。Kawashima(前掲)は、愛知県で1930年に起きた三信鉄道争議を例にして、次のように説明している。

1929年、三信鉄道会社は愛知県の北設楽町地域で鉄路建設を始めた。愛知の北海道と呼ばれる山間地域に敷かれる80Kmの鉄路である。1929年9月宇都宮にいる契約者A氏は、同年10月に鉄路10マイル(約16Km)を建設することで、三信から48,900円をもらった。そして、A氏はB建設会社に下請けを、B建設会社はC氏に非熟練労働者の供給を再下請けさせた。C氏がB建設会社からもらった金額は42,000円

で、A氏とB建設会社の間で既に6,900円がなくなっている。C氏は自分の分で4,000円を受け、残りの38,000円で6人の飯場管理人に再再下請けをさせた。飯場管理人は朝鮮人労働者を日当1.50～1.80円で雇い、建設が始まった。一番上にある三信鉄道会社と、一番下にある朝鮮人労働者の間では4層の下請け契約が存在したのである。

図2のような下請けの重層構造は、建設業界では特別なケースではない。普段と変わらない現場で問題が起こったのは1930年5月のことであった。朝鮮人労働者たちが賃上げという前代未聞の要求をしたのである。非熟練者が大半の朝鮮人労働者たちは、トンネル工事や険しい環境で生じる困難で苦しんでいた。賃金の引き上げ要求はストライキに発展し、ストライキは工事の遅延につながった。前述の通り、労働者に対する賃金の未払いは労働者が搾取された飯場料、飯場代、ピン沓ねと重なる。朝鮮人労働者と朝鮮人飯場管理人は対立する者ではなく、同じ立場にある被雇用者に過ぎなかった。

5月にはストライキ委員会が組織され、共産主義労働組合である全協に属している金属労組の指導者と連携して、7月25日、三信に向かってストライキを始めた。6人の飯場管理人も労働者に飲食や食料品を提供し、ストライキを支持した。三信はA氏に責任を転嫁して、A氏はB建設会社に、B建設会社はC氏に、C氏は朝鮮人飯場管理人に責任を転嫁していった。賃金支給の責任の行方を問う修羅場になり、結局、賃金支払いの全面的責任は朝鮮人飯場管理人にあるという結論となった。しかし、豊橋市にある裁判所は労働者に友好的な判決を下し、三信に未払い賃金20,000円の支給を命じている。

この事件からは、朝鮮人飯場管理人が下請け業者に被雇用されているにも関わらず、朝鮮人労働者の賃金を保障する存在として扱われていることが読み取れる。言い換えると、朝鮮人飯場管理人を雇用することで、朝鮮人労働者と自分（三信、A氏、B建設会社、C氏）との関係に線引きをしようとしていた。ここからは、朝鮮人飯場管理人を利用することは、朝鮮人労働者を搾取するための間接的搾取方法であったことがみえてくる。広瀬(2001)の言葉を借りると次のようなこととなる。

三信鉄道会社、建設業者の資金難によるしわ寄せは、名義人や親方から、飯場頭（朝鮮人、日本人）、さらには、労働者（朝鮮人）へと次々に転嫁されていった。飯場頭や労働者にはほとんど賃金が支払われず、生活は困窮を極めた。一方、工事の竣工によって三信鉄道会社、建設業者は最終的に大きな利益を

得た。

今日の韓国における建設業の構造は、1930年代の日本に由来する。元請が間接契約という手段で日雇い労働者を使い、大きい利益を得るという構造は、現在の韓国社会にも影を落としている。それは当然、日本社会においても維持されている。ここでの朝鮮人が自国の日雇い労働者に入れ替わっただけのことである。

2) ノガダの現在、そして未来

前述の通り、韓国における建設現場用語は日本語に由来する。しかし、日本の建設現場から流入されたのは現場用語だけではない。人足寄せ場、親方制度の基盤となる飯場システムは勿論、中間搾取、直接搾取、間接搾取、ピン沓ねなど、日本現場に存在する弊害のほとんども、まるで写し絵のように流入されている。さらに、韓国特有の儒教的観念や政界財界癒着が加わって、建設現場はまさにグレーゾーンにおかれてきた。その結果、労働者は様々な社会的権利から周縁に追いつまれている。

韓国では貴族労組と呼ばれるくらい力のある労働組合も一部存在するが、建設労組はそうではない。繰り返しになるが、建設業は日雇い労働者が圧倒的に多いため、帰属意識も当然弱い。さらに、ノガダに対する社会的認識やイメージがあまりにも悪いため、容易に声を出せないという二重の苦しみを抱えている。そのようななか、2018年に入って、状況の変化が感知されている。

表5 韓国における年別最低時給の変化（単位：ウォン）

年度	時給	日当 (8時間)	月給(週5 日間、月 209時間)	引き上げ率
2010	4,110	32,880	858,990	2.8
2011	4,320	34,560	902,880	5.1
2012	4,580	36,640	957,220	6.0
2013	4,860	38,880	1,015,740	6.1
2014	5,210	41,680	1,088,890	7.2
2015	5,580	44,640	1,166,220	7.1
2016	6,030	48,240	1,260,270	8.1
2017	6,470	51,760	1,352,230	7.3
2018	7,530	60,240	1,573,770	16.4
2019	8,350	66,800	1,745,150	10.9

最低賃金委員会より

表5は、韓国における最低賃金（時給）の年度別変化を表している。2018年に大幅に引き上がった最低賃金は、業種を問わず、数多くの自営業者の閉業や



仮設建物飯場の工事



仮設建物飯場の内部



賃貸形態の飯場



飯場近所の建設現場

図3 韓国の飯場の様子（筆者撮影）

家族経営への切り替えをもたらした。人件費の急増に対して、削減の選択を迫られたのである。結果的に、時給が上がったものの、平均所得は少なくなるという現象が起こっている。景気は凍りついて、創業や再就職は夢のような話になった人らが行けるところは多くない。彼が行けるところはいつも忌避された日雇い会社の事務所しかなかった¹⁰⁾。

ノガダを余儀なくされた人々の流入がみられる一方、ノガダは転換期を迎えている。既存の労働者の高齢化や外国人労働者の進出のなか、建設業界による新たな努力もみられる。

まず、2018年8月1日から、1ヶ月20日以上勤務しないと加入できなかった国民年金事業者加入の基準を、月8日に大幅引き下げた。その負担額も、従前までは地域加入者として本人が全額を負担していた年金・保険料を、9%から4.5%に下げた。また、建設労組も旧習や暗黙的に容認されていた不条理を改善しようとし、建設勤労者共済会では労働者の多様な福利厚生提供に励んでいる。例えば、リサーチによる現場の環境改善や、移動相談バスの運営などである¹¹⁾。

では、現在のノガダは本当によくなっているだろうか。そこで私は、過去では搾取の温床であった飯場の現状を通じて確認したく、2018年12月と2019年12月の2回にわたって聞き取り調査を行った。その内容を以下に紹介する。

K氏は33歳で、親と一緒に飯場を経営している。K氏によると今は昔と違って労働者に対する搾取は出来ないという。昔は、人脈で運営権をもらって、適当に食べ物を出して、酒やおつまみの販売もできたが、最近は最低入札制や衛生点検などがあって厳しいという。また、現場近くには他の飲食店があるなど、労働者が必ず飯場だけを利用する環境ではない。飯場を宿舎として利用する労働者は今まで一人もいない。契約期間は大体1年6ヶ月から2年。5人の朝鮮族を短期契約で雇っている。飯場の設営費は、5割を飯場会社が出して、5割は建設会社が持つ。建設会社から1ヶ月遅れて精算される。収入は同年代に比べて高い¹²⁾。

また、仮の建物を建てずに、現場近くの建物を賃貸して飯場を運営することもある。その時は労働者だけではなく、一般の人々も顧客として受けて入れ

ている。無論、酒の販売もあるが、昼の時間には売っていない。当然、一般飲食店として営業許可証も取っている¹³⁾。

以上のことから、最近の飯場は文字通りの、食事を提供するだけの役割をしていることが分かる。

今日の韓国における飯場は、植民地時代における労働者の搾取イメージとは距離がある。無論、入札の過程で不正行為が発生して、結果的に食費がカットされ、提供される食の質が下ったりすることもある。しかし、今日の労働者は食堂を自分で選ぶ権利は持っている。

とはいえ、紹介費や手数料の名目で行われるピン劔ねや、1ヶ月遅れの給料支払い、労災、下請け問題、リベートなど、改善しなければならない課題は山積みである。なかでも、私が考える一番深刻な問題は、外国人労働者に関する問題である。

外国人労働者は、人手の少ない建設産業を支えてくれるありがたい存在でありながら、賃金固定や下落などの調整弁としての役割が果たされ、労働条件の悪化を伴うジレンマ的存在である。

韓国政府は1993年から「産業研修生制度」¹⁴⁾を導入して、外国人勤労者を受け入れた。しかし、雇用者による便法や悪用が多く、人権侵害や不法雇用などの問題が続出した。

それを防ぐために、2004年には「雇用許可制」¹⁵⁾が導入された。雇用許可制は、人力不足で苦しんでいる製造業など3K業種部門の事業体に対して、海外の労働力を供給する趣旨を持ってスタートしている。産業研修生制度との最も大きな違いは、外国人勤労者の雇用条件に対して、国内勤労者と同等な待遇を保障することである。

しかしながら、便法や悪用は方法を変え、外国人労働者によるものも多い。例えば、ビザが出やすい農業でビザを取得して、指定された勤務先ではない他の仕事をしたり、韓国人より安い賃金を甘受して、より働きやすい勤務地に就職するなどがある。もちろん雇用主もそのような状況を利用している。いずれも不法滞在になるが、政府による取締りは難しい。建設現場では、結果的に、外国人労働者によって韓国人の日雇い労働者の仕事が奪われたような認識になりかねない。

韓国政府は建設、農業、畜産で就労可能なビザを、徐々に農業や畜産のほうに移す計画を立てている。しかし、実際に働いているのは、観光ビザもしくは不法滞在の外国人が多い。このような状況には目をつぶってにおいて、当面の労働人口だけを広げるのは、果たして問題の解決につながるだろうか。

2020年ノガダに飛び込む人々が感じる、最も高いハードルは外国人ばかりの労働環境である。彼らは既に、自分の派閥や自分なりの法則でノガダ現場を生きている。ノガダを余儀なくされた人らは、日雇も容易に出来ない立場に追い出され、外国人はその原因として映りやすい。両者の共存は容易いことではない。

外国人労働者の導入は、建設業の抱えた問題を本当に解決できただろうか。根本的な解決策は、もしかしたら、外国人の労働者を受け入れず、経済の健全な論理を導入することで自浄できたかもしれない。

ここでの健全な論理とは、働く手が足りなかったら、より良い条件、より働きやすい環境を作り出す、ということの意味する。現在の環境は、1930年代のシステムに比べると、一定の改善がなされている。しかし、外国人労働者の受け入れに依存することは、変えなければならない構造は変えずに、一番下の対象だけを入れ替えることで、より健全になれたかもしれないなかった建設労働市場の変化の機会を奪っているのではないだろうか。

IV おわりに

36年間の植民地被支配の歴史の上に、隣国であることで、数多くの言葉やシステムが日本の影響を受けたと言われている韓国では、解放後(戦後)から意識的に日本の影響を消そうとしている。その結果、今は日本の色が濃い言葉は大体使わなくなっている。

しかし、ノガダの由来となった建設労働の現場は、日本語の使い放題で誰も文句を言わない。しかし、現場の用語を変えようという動きは大してみられないし、悪いイメージを改善する努力もみられていない。それだけではない。建設労働者が置かれた産業構造や労働形態も、大きく変わっていない。

本稿では、植民地時代に由来する、建設労働者をめぐる構造や労働形態が、日韓両国において今日まで影を落としている現状に着眼点を得て、分析を行った。日本では敗戦後、経済成長という名目で多数の労働者を犠牲にした。韓国も分断の後、同じ道を選んだ。その急速な経済発展は、日本の土方のシステムを踏襲しつつ、韓国式に援用することで支えられている。ノガダはその一端に過ぎないが、ノガダが発展の基盤となったのは疑えない事実である。インフラから工場、住宅まで、その第一歩は土地を

均すことから始まるからである。しかし、彼らの功績は、その役割の大きさに比べて正当な評価を受けてはいない。むしろ、差別され、蔑視されても当たり前な、見えない存在となっている。賞賛されるのは彼らを使って利益を得てきた企業の方である。

本稿でみてきた第一点は、他の産業では見られない、不条理なシステムや賃金の未払い、不当な待遇などが黙認され続けている日韓両国の現状である。日本では、建設労働者のイメージを改善するため、彼らを称する言葉を変えた。土方は土工や土建屋に呼ばれるようになったが、彼らに対するまなごしまで変えたわけではない。しかし、そのような状況のなかで、今日の日本の建設業界は人手の不足を軽減するために、外国人労働者を大量に受け入れようとしている。本稿でみてくる第二点として、特に韓国における現状分析から得られる教訓である。それは、外国人労働者の受け入れに依存する政策は、結局、現状の不条理を変えぬものとして、決して根本的な対策にはならないということである。

2020年になったから、急に労働者たちの処遇や環境が良くなることはない。既に慣れてしまったことが急に変わるはずがない。でも、我々は日雇い労働者たちの労働環境を変えなければならない。それを作っている原動力は、もちろん当事者となる労働者や企業にもあるかもしれないが、問題は構造にある以上、私たちも存在するように思われる。いくら時間がかかるにしても、どんな安全装備も備えない労働者が足場に立っている姿がみえている時、危ないから安全装備着用してくださいと誰か言ってあげることができた時こそが、土方が差別用語ではなくなる時になっているのではないだろうか。

追記

この論文は、徐尚佑が、大阪市立大学文学部地理学教室に提出した、卒論「土方で見る日本、ノガダで分かる韓国」（2019年度）を基に、全ウンフィが加筆・修正したものである。

注

- 1) 「'숙노곤' 떠도는 게 낫죠, 여차피 직장도 없으니 (ノガダした方がましですね、どうせ職場もないもので)」2018年9月18日『朝鮮日報電子版』(http://news.chosun.com/site/data/html_dir/2018/09/18/2018091800147.html) 2020年2月

19日最終閲覧)

「'4060' 건설현장에 '젊은 피' 늘고 있다 (4060建築現場に若い者が増えている)」2019年2月12日『建設経済』(<http://www.cnews.co.kr/uhtml/read.jsp?idxno=201902111331473310469>) 2020年2月19日最終閲覧)

- 2) 例えば、名工建設賃金不払い事件がある。1次下請けである大和開発の倒産で賃金が払われなかった労働者たちが争議した結果、下請け業者に責任を転嫁していた元請は不払い賃金を支払った。
- 3) 例えば、朝日建設殺人事件がある。2003年10月6～7日、山梨県都留市の朝日川キャンプ場で、朝日建設で働いていた労働者3名の遺体が土中から発見された。殺された理由は、彼らが賃金不払いや労働条件をに対して抗議したからである。2次下請けで朝日建設グループは、暴力団を雇い、労働者を監視し、無給の強制労働をさせた。そして、反発する労働者たちの命を奪ってしまった。
- 4) 2019年9月7日行ったインタビューによる。
- 5) 例えば、1919年3月1日の独立万歳運動。1945年8月15日の光復(解放)、1446年10月9日のハングル公布記念日には、韓国に残っている日本の文化を取り上げ、韓国的なものに取り戻すというイベントやキャンペーンがよく行われる。政府、民間団体、左右を問わず、民族意識の高揚が図られ、よく話題になるのが無分別に使われている外来語や氾濫する新造語などの「純化」である。
- 6) 1947年、占領期の韓国文教部(現・教育部)では国語浄化委員会を設置し、翌年に「우리말 도로 찾기(私らの言葉を取り戻そう)」という冊子を刊行している。
- 7) バケツ、満タン、オーライなど。
- 8) 『ナムウィキ(韓国のウィキペディア)』で「현장 용어(現場用語)」と検索。(<https://namu.wiki/w/%ED%98%84%EC%9E%A5%20%EC%9A%A9%EC%96%B4>) 2020年2月19日最終閲覧)
- 9) 統計庁「2016全国事業体調査」の資料の中で自営業者または自営業者、無給家族従事者だけで構成されている事業体。公務員在職機関は除外される。
- 10) 注1を参照。より詳しくいうと、時給上昇の結果、営業時間の短縮、閉業などにより求職が厳しくなり、一時的な失業者が建設業に流れ込んだ。
- 11) 例えば、建設勤労者共済会では、社会認識改善、雇用与件改善のため実態調査を実施した(2015、2018)。雇用現況、現場の勤労実態、勤労者の一日、休み、疾病、勤労日数、福祉実態、相談パス利用現況、満足度、希望福祉、家族生活実態、通計学情報の項目で構成された43問の質問紙調査である。
- 12) 2018年12月のK氏に対する聞き取りによる。
- 13) 2019年12月のK氏に対する聞き取りによる。
- 14) 企業研修を通じた先進技術の移転を大義名分に外国人力を導入する制度である。法的身分は勤労者ではなく研修生となる。1年間研修後、2年間就業ができる。毎日経済用語辞典より。
- 15) 政府が人力導入契約を結んだ8カ国(フィリピン、タイ、モンゴル、中国、カザフスタン、スリランカ、ベトナム、インドネシア)の人力を労働法上、合法的な勤労者身分

を保障し、就職ビザを発給し、1年ごとに契約を更新する制度である。最大3年まで滞在が可能である。毎日経済用語辞典より。

参考文献

- 愛知県(1925)、『鮮人問題』
- 大阪市社会部調査課(1924a)「労働調査報告no.26、日雇労働者問題」、京都：弘文堂
- 大阪市社会部調査課(1924b)『朝鮮人労働問題』(朴慶植編(1975)、「在日朝鮮人関係資料集成 第一巻」東京：三一書房)
- 小和田哲男(1985)「戦国大名今川氏の築城人夫役について」、『静岡大学教育学部研究報告 人文・社会科学篇35巻』、25-41
- 加瀬和俊(2017)「失業対策史研究を振り返る」『大原社会研究所雑誌』707・708 合併号、94-95
- 関係省庁合同(国務総理室、雇用労働部、法務部、行政安全部、国土海洋部)(2012)、「冬季建設日雇労働者雇用安定対策」
- 韓国建設労働者共済会(2015、2018)、「建設労働者総合生活実態調査報告書」
- 韓国建設労働者共済会(2018)「建設産業人力現況報告書」
- 韓国国税統計年報(2009)
- 京都市社会課(1937)、「市内在住朝鮮出身者に関する調査」(報告第41)(朴慶植編(1976)、「在日朝鮮人関係資料集成 第三巻」、東京：三一書房)
- 京都市教育部社会課(1931)、「京都市における日雇い労働者に関する調査」9月
- 国土交通省総合政策局建設経済統計調査室(2018)、「平成30年度建設投資見通し」
- 統計庁(2017)、「2016全国事業体調査暫定結果」
- 東京市社会局(1923)、「自由労働者に関する調査、大正12年」(中川清編(1994)「労働者生活調査資料集成近代日本の労働者像：1920-1930、第三巻：日雇労働者」、東京：青史社)
- 東京市社会局(1929)、「東京市社会局年報」
- 東京市役所(1927)、「日雇労働者の疾病傷害に関する調査」7月
- 土木工業協会(1972)、「日本土木建設業史」、東京：技法堂
- 内務省刑法局(1925、1927、1930)、「社会運動の状況」
- 広瀬貞三(2001)、「三信鉄道工事と朝鮮人労働者——『葉山嘉樹日記』を中心に——」、『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』19-44
- 渡辺拓也(2018)、「下層労働市場の再編と飯場制度の現在——大阪都市圏の建設求人情報をものに——」、『寄せ場』29、5-24
- Kawashima, K. (2008) “Commodification, Contingency and Intermediary Exploitation: Korean Proletarian Struggles in the Day Labor Market of Interwar” (バクソングョン訳「商品化、不確定性、そして中間搾取——戦間期日本の日雇い市場での朝鮮人労働者達の闘争——」、『亞細亞研究通巻133号』54-88)

参考 URL

- 国土交通省総合政策局建設経済統計調査室「平成30年度建設投資見通し」(<https://www.mlit.go.jp/common/001240814.pdf#search=%E6%94%BF%E5%BA%9C%E6%B0%91%E9%96%93%E6%8A%95%E8%B3%87+%E5%BB%BA%E8%A8%AD>) 2020年1月13日最終閲覧)
- 国土交通省「建設産業をめぐる現状と課題」(<https://www.mlit.go.jp/common/001149561.pdf>) 2020年1月13日最終閲覧)
- 「‘겐세이 논란’ 이른재 의원, 이번엔 “야지 왔다” 발언 (‘겐세이’論難イウンジェ議員、今回は“やじ”発言)」2019年7月17日『韓国日報電子版』(<https://www.hankookilbo.com/News/Read/201811071749026269?did=NA&dtype=&dtypecode=&prnewsid=>) 2020年1月13日最終閲覧)
- 「국립국어원, 순화 시급한 일본어투 용어 50개 발표 (国立国語院、即時純化の求められる日本語なまりの用語50個発表)」2019年10月8日『KBS NEWS電子版』(<http://news.kbs.co.kr/news/view.do?ncd=4298666&ref=A>) 2020年1月13日最終閲覧)
- 「대우건설 직원이 하청 노동자막살...근로기준법? 뭐? (大宇建設従業員が下請け労働者の胸倉...勤労基準法って何?)」2019年2月26日『VUMEDIA』(<https://vumedia.tistory.com/868>) 2020年1月13日最終閲覧)
- 「‘함바식당’ 운영권 주고 뺏긴 쟁전 현장소장 임건 (‘飯場’の運営権で賄賂をもらった現場所長立件)」2019年8月7日『連合NEWS電子版』(<https://www.yna.co.kr/view/AKR20190807094600004>) 2020年1月13日最終閲覧)
- 「15억 뇌물 또 ‘함바 비리’ ...LH건설사 간부 무더기 적발(1.5億円賄賂また飯場不正...LH建設会社役員、多数摘発)」2017年11月13日『JTBC NEWS電子版』(http://news.jtbc.joins.com/article/article.aspx?news_id=NB11549323) 2020年1月13日最終閲覧)
- 「“한국에 가기 쉬워졌다” ...늘려앉은 외국인35만 (“韓国に行きやすくなった”...居座った外国人35万)」2019年2月18日『中央日報電子版』(<https://news.joins.com/article/23377705?cloc=joongang>) 2020年1月13日最終閲覧)
- 「세금은 국민이 내고, 혜택은 외국인이 받고...황교안 ‘맞는 말’ 했다 (税金は国民が納めて、恵みは外国人が受けて...)」2019年6月20日『NewDaily』(<http://www.newdaily.co.kr/site/data/html/2019/06/20/2019062000211.html>) 2020年1月13日最終閲覧)